

職場意識改善計画

取組事項	
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、個人別の年次有給休暇取得計画表（休暇管理簿）を作成するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。 なお、1年度目は計画的付与制度の導入に必要な就業規則の変更や労使協定の締結など所要の手続きを行う。初年度目標を45%とする。 (2年度目) 50%以上、 計画的付与制度の職場への周知を進めるとともに、取得が進んでいない労働者に対して注意喚起を行い、年次有給休暇の取得促進を図る。目標は70%とする。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) 所定外労働を削減する具体的な取組としてノー残業デーを導入し、週1日は残業しない曜日を設定する。社内報や事務所内への掲示等により、各職場に周知徹底を図る。前年度比10%以上削減する。 (2年度目) 所定外労働を前提とした業務体制から、これを前提としない業務体制へと改善していく。具体的には、①計画的に効率よくメリハリをつけて仕事を進めること②安易に残業しない・させないという意識改革を進めることに取り組む。1年度目に対しさらに10%以上の削減をする。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) 変形労働時間制やフレックスタイム制など、労働者の多様な事情等に対応した新たな労働時間制度の導入を検討する。 導入に際しては、業務の実態を把握した上で、労働者の要望を踏まえ、十分な検討を行い、導入する。 (2年度目) 1年度目に導入した変形時間労働制について、実績を踏まえ、同制度が適切に活用されているのかの検証を行い、必要な修正を行う。
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目) (2年度目)
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目) (2年度目)
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目) 労使間で協議の上、「制度面の改善」として、所定労働時間を通1時間以上短縮する。1ヶ月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%とするように就業規則を変更する。